

## (4). 防犯隊

1. 避難所開設期間、東三国地区を定期的に防犯パトロールする。
  - ①パトロールは、隊員の「安全第一」を基本にし、「身を守る安全対策」を施し実施する。
  - ②時間帯とルートを決める。(公園等の避難場所パトロール必須)
  - ③着眼点を策定する。(不審者・窃盗への抑止・危険場所の摘出等)
  - ④要員の確保。(必要な時は、避難者にもまた地域住民にも協力を依頼する。)
  - ⑤緊急事態を想定してトランシーバーを携帯し、総務隊へ随時連絡する。
  - ⑥パトロール結果の記録をとっておく。
  
2. 警備行動  
災害対策本部からの指示で実施する。
  
3. その他
  - ①公設機関等の情報を収集する。
  - ②避難者への防犯啓発活動を実施する(家の施錠、貴重品の残置等)
  - ③上記①②項は総務隊へ連絡するとともに記録をとっておく。

